

4 説明会の開催方法等

大規模小売店舗の新設の届出（法第5条第1項）や変更の届出（法第6条第2項及び附則第5条第1項）をした場合、届出者は説明会を開催する必要があります。

この説明会は、届出の概要及び大規模小売店舗を設置する者が配慮すべき事項に関する指針（以下「指針」という。）に基づく調査・予測結果とそれを踏まえた対応策について地域住民に対して周知を図ることを目的とするものです。

届出者はこの目的の趣旨を理解し、次の事項に留意して説明会を開催してください。

第1 説明会開催計画書の提出

届出後、県から説明会の開催方法等について通知するので、届出者は、この通知を受領後速やかに静岡県大規模小売店舗立地法事務処理要領（以下「要領」という。）に定める説明会開催計画書（県様式第3）を静岡県経済産業部商工業局地域産業課あて提出するとともに、関係市町あてその写しを送付すること。

第2 開催日及び開催場所

- 1 開催回数は原則として1回とするが、次のいずれかに該当する場合には、県は3回を上限として開催を求めることがあるので留意すること。
 - (1) 店舗の立地がその周辺地域の生活環境に与える影響が大きく複数の地域で開催することが適切であると県が判断したとき。
 - (2) 開催計画書に基づく説明会が何らかの事情により開催又は終了できなかったとき。
 - (3) 説明会の当日に参加者全員が会場に入室できなかったとき。
- 2 説明会は届出の日から2月以内に開催することとされているが、(1)の事由により複数回の開催を要する場合があるので、届出の日から1月以内の開催に努めること。
- 3 説明会は周辺住民が参加しやすいように、平日の午後7時以後又は休日に開催すること。
- 4 開催場所を決める際には、大規模小売店舗が所在する市町に事前に相談すること。

第3 説明会開催についての周知

- 1 説明会の開催予定日の7日前までに、次のいずれかの方法により公告を行うこと。
 - (1) 周知する範囲における市場占有率が上位3位の時事を掲載する日刊新聞紙3紙へ掲載すること。なお、掲載スペースは、2段20行以上とする。
 - (2) 新聞折り込みによりチラシを配布すること。なお、大きさはA4版以上とする。
- 2 新聞又はチラシには次に掲げる事項を掲載すること。
 - (1) 大規模小売店舗の名称及び所在地
 - (2) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所
 - (3) 主な届出内容及び変更の場合はその理由
 - (4) 大規模小売店舗の新設をする日又は変更をする日
 - (5) 説明会の開催日時及び場所
 - (6) 問い合わせ先と電話番号

3 公告の範囲は、原則として以下のとおりとする。

区 分	範 囲
主として最寄り品を取扱う店舗 ・食料品、医薬品、日用生活雑貨等を主として取り扱う店舗で 1 週間当たりの営業日数が 5 日以上のもの	大規模小売店舗が所在する土地の敷地境界から 1 キロメートルの範囲
主として買回り品を取り扱う店舗 ・衣料品、DIY 用品を主として取り扱う店舗、各種専門店、総合スーパー等 ・食料品、医薬品、日用生活雑貨等を主として取り扱う店舗で 1 週間当たりの営業日数が 5 日未満のもの	大規模小売店舗が所在する土地の敷地境界から 2 キロメートルの範囲

第 4 説明会の開催

- 1 説明者は、原則として届出者（届出者が複数の場合は、その代表者）とする。また、届出者が説明会での説明を第三者（当該大規模小売店舗において小売業を行う者、開発コンサルタント等）に委任することもできるが、この場合も届出者は説明会に同席するよう努めること。
- 2 説明会では参加者に対し、次に掲げる資料等（変更届の場合は変更事項に係る資料等）を配布すること。
 - (1) 届出事項
 - (2) 主として販売する物品の種類
 - (3) 建物配置図
 - (4) 店舗への案内経路及び方法を記した書類、図面
 - (5) 交通予測の結果及び関連する図面
 - (6) 騒音予測の結果及び関連する図面
 - (7) 廃棄物等の保管施設に関する事項を記した書類、図面
 - (8) 指針に基づく配慮事項
 - (9) 届出書の縦覧場所、縦覧期間、意見の提出先と提出期限
 - (10) 問い合わせ先と電話番号
- 3 説明では地域の生活環境への配慮について、周辺住民等の理解が十分に得られるよう適切な説明を行うこと。また、質疑には誠意をもって応答すること。

第 5 説明会の開催報告

説明会を開催した日から 14 日以内に、要領に定める説明会開催報告書（県様式第 4）を静岡県経済産業部商工業局地域産業課に提出するとともに、関係市町あてその写しを送付すること。

また、開催計画書に基づく説明会を開催又は終了することができなかつた場合は、県に対し直ちに書面等にて報告するとともに、事後の対応について協議を行うこと。

第6 説明会不要の特例

- 1 法第6条第2項及び附則第5条第1項の届出において、すべての変更事項が次の(1)から(5)までのいずれかに該当するときは、説明会の開催に代えて掲示及びインターネットによる周知を行うことができるので、事前に県の内諾を得た上で、要領に定める説明会開催不要承認協議依頼書(県様式第5)を静岡県経済産業部商工業局地域産業課に提出すること。
 - (1) 午前9時までの開店時刻の繰上げ又は午後10時までの閉店時刻の繰下げ。
 - (2) 午前9時から午後10時までの間における駐車場利用時間帯の変更。
 - (3) 法附則第5条第1項の届出における、法第6条第2項ただし書に規定する変更。
 - (4) 一の建物内において、利用者を概ね同一とするレストラン、アミューズメント施設等の小売業以外の施設の面積を削減した部分への規則第7条第1項第4号に規定する基礎面積の2割を超えない範囲内で店舗面積を増加する場合で、附属施設の配置及び運営方法に変更を生じないとき。
 - (5) その他の変更で、大規模小売店舗の周辺の生活環境に与える影響がほとんどないとき。
- 2 説明会の開催に代わる周知は、A3版以上の用紙に届出概要を記載し、来店客からよく見える場所(2箇所以上)に1の説明会開催不要についての通知書(以下「通知書」という。)を受領した日から4月間掲示するとともに、インターネットを利用することにより行うこと。
- 3 掲示物の写し、掲示状況の写真(近景・遠景各1枚)及びインターネットにより周知したことを確認できる書類を通知書の受領後14日以内に静岡県経済産業部商工業局地域産業課に提出すること。

